

京丹後市入札監視委員会(平成 22 年度第 2 回) 議事概要

開催日時	平成 23 年 2 月 25 日(金) 午後 1 時～午後 4 時	
開催場所	ルビノ京都堀川 2 階 嵯峨の間 (京都市上京区東堀川通下長者町下ル)	
出席委員氏名(職業)	委員長 角田 暁治(大学院 准教授) 委員 田辺 保雄(弁護士) 委員 村尾 愼哉(公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ(糸井財務部長) 2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出(五十音順で持ち回り) 4 閉会あいさつ(糸井財務部長)	
審議対象期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数	8 件 (備考)
一般競争入札	1 件	対象件数 78 件
公募型指名競争入札	-	
通常指名競争入札	6 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、最低制限価格の基準のあり方、発注等級と落札率の 相関関係、随意契約における競争入札との比較による妥当性の 検証等、個別の案件において指摘・要望した事項について、研 究・検討をされたい。	

別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 21 年度 (仮称) 森本工業団地土砂搬出 (その 7) 工事 … 一般競争

本工事は、契約締結後に誤った最低制限価格で入札を執行していたことが判明 (既に契約を締結していたため、工事は続行) した案件。

意見・質問	回答等
<p>契約金額について 誤った最低制限価格で入札を執行していたことが判明した後、そのことにより契約金額を増額したのか。</p>	<p>行っておりません。</p>
<p>工事の施工について 本工事の完成検査の結果、工事の品質について、問題はなかったのか。</p>	<p>工事は適正に施工されております。</p>
<p>再発防止策について 今回のミスを受けて、再発防止策をどのように採ったのか。</p>	<p>これまでは (予定価格・最低制限価格漏洩防止の観点から) 予定価格・最低制限価格の設定については、1 人の者が携わっておりましたが、その後は 2 人によるチェック体制により、予定価格・最低制限価格を設定しております。</p>
<p>入札事務のミスについて (1) 今回のようなミスは以前にもあったのか。</p>	<p>ありませんでした。</p>
<p>最低制限価格について (1) 本工事の入札においては、誤った最低制限価格ではなく、仮に正規の最低制限価格で入札を執行していれば、約 2/3 の入札参加者が失格になることとなり、このことは、業者側から見れば、失格になった金額でも工事が出来るといったシグナルとして読みとることもできる。 また、今回の工事においては、本来の最低制限価格を下回った額で契約しているが、工事は適正に施工されているとのことであった。</p>	<p>最低制限価格の算定については、定められた算定式がありますので、当該算定式に基づいて算出された数値を信頼せざるを得ないものと思われまます。</p>

<p>これらのことから、現行の市の最低制限価格の設定方法が本当にこのままで良いのかということについて、検証する必要があるのではないかと。</p>	
<p>最低制限価格について(2) 非常識な価格での入札を防ぐという意味では最低制限価格は大事だと思われるが、こんなにも多く、最低制限価格の関係で失格する案件は、ほかに見当たらない。</p> <p>今回の入札結果を市民が見れば、少なくとも、本工事と同じ種別の工事については、現在設定されている最低制限価格の考え方が、実情にあってないと思うのではないかと。</p> <p>最低制限価格の関係で失格となる率は、把握しているのか。</p>	<p>他自治体においても同様の事例を聞いており、本市だけが特別に最低制限価格未済による失格が多いということではないと考えております。</p>
<p>最低制限価格について(3) 多くの入札参加者がある中で、高率で最低制限価格未済による失格者が出るという事態は、望ましくないのではないかと。最低制限価格の設定について、検討の余地があるのではないかと。</p> <p>他市の事例ではなく、京丹後市の問題としてどのように考えているのか。</p>	<p>本市においては、全国的な算定基準である中央公契連モデルに基づき、最低制限価格の設定を行っております。</p> <p>最低制限価格について、本市独自の算定基準を持つことは、非常に難しいと考えており、やはり全国的な算定基準である中央公契連のモデル式を拠り所にせざるを得ないものと考えます。</p>
<p>最低制限価格について(4) 類似の案件については、以前の入札における最低制限価格未済による失格者の状況をフィードバックし、算定式で算出した最低制限価格に一定の掛</p>	<p>現在の本市の規定では、そのような規定になっていないため、出来ないこととなります。</p>

<p>け率を掛け、最低制限価格を安く設定したり出来ないのか。</p>	
<p>最低制限価格について(5) 市独自の最低制限価格の設定基準を設けてはいけないというルールがあるのか。</p>	<p>そのようなルールはありません。</p>
<p>最低制限価格について(6) ルールがないのであれば、京丹後市において現在設定している最低制限価格の算定式に不都合があると思えば、独自の算定式を設定することも可能なのか。</p>	<p>可能ですが、そのためには何故独自の算定式にしたのかという説明が必要となるため、その整理ができるかという問題があります。</p>
<p>最低制限価格について(要望) もし最低制限価格の考え方が適正でない場合、誠実に企業努力をしているところが、最低制限価格未満により失格となってしまうので、非常に問題だと思われる。 今回の案件のように、入札参加者が多い中で、多くの業者が最低制限価格未満の応札により失格となるケースが典型的にあるのであれば、一度、その種別の工事における最低制限価格の考え方について検証をしていただきたい。</p>	
<p>入札事務のミスについて(2) 新聞記事では、「本来落札すべきであった業者に謝罪し、理解が得られた」とあるが、もし理解が得られなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>理解が得られたから工事を続行したということではなく、誤りに気付いたのが契約締結後であったため、工事を続行したということになります。</p>

2 久美浜・網野地区浄化槽設置工事その6 …… 通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>落札率の差について(1)</p>	

<p>同種工事の落札率を見ると、本工事のように落札率が 96% を超えるグループと、落札率が 80% 台の 2 つのグループに分かれているが、工事の条件が違う等、何かグループが分かれる理由があるのか。</p>	<p>浄化槽設置工事は、個人宅内に浄化槽を設置する工事であるため、工事箇所が点在することになります。(点在する工事箇所をある程度まとめて、一つの工事として発注しています。)</p> <p>そのため、施工箇所同士が遠い場合もあれば、近い場合もある等、いろいろな要素が考えられます。</p> <p>また、工事自体が個人宅内の排水の場所とも関わりがあるため、工事箇所によっては、非常に狭い場所での工事になったり、進入が非常にしづらい場所であったり、逆に道路から直接工事現場に入ることができる場所である等、施工条件の差も考えられます。</p>
<p>落札率の差について(2)</p> <p>施工担当課としては、落札率の傾向が 2 グループに分かれることについて、分析はしているのか。</p>	<p>特に行っておりません。</p> <p>ただし、全社の応札金額が高いということであれば、今回の工事の施工条件が厳しかった等の理由が考えられますが、今回の工事の入札においては、最低制限価格未滿の応札による失格者も 2 社存在することから、施工条件が厳しかったということではなく、入札の結果、たまたま落札率が高くなったものと考えています。</p>
<p>発注等級について(1)</p> <p>同種工事の発注等級を見ると、B 等級と C 等級があるが、発注等級が B 等級の工事については落札率が高くなっている。</p> <p>B 等級と C 等級とではどう違うのか。</p>	<p>本市においては、発注標準というものを定めており、それにより、一定金額以上の案件は B 等級の業者へ、それを下回る金額の工事は C 等級の業者へ発注するという方法により工事の発注を行っております。</p>
<p>発注等級について(2)</p> <p>発注等級が B 等級になると条件が厳しくなるということか。</p>	<p>B 等級になると発注する工事の金額が C 等級より高くなるということです。</p>
<p>発注等級について(3)</p> <p>C 等級より、B 等級の業者になるための基準のほうが厳しいということか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>落札率の差について(3)</p> <p>B 等級については、入札に参加する業者数が少なくなるため、競争性が低くなり、落札率が高くなるということではないのか。</p>	<p>一概にそのようには言えないものと思われます。</p>

<p>発注方法について(1)</p> <p>浄化槽設置工事の内容を見ると、地区毎に何箇所かをまとめて発注しているように思われるが、そのように発注しているのか。</p>	<p>なるべく地域をまとめて発注するようにしております。</p>
<p>発注方法について(2)</p> <p>浄化槽工事については、施工箇所をある程度まとめて発注しているということであったが、施工箇所を2つに分割したり、3つに分割して発注することは可能なのか。</p>	<p>施工箇所が1箇所からでも発注することは可能ですが、浄化槽設置工事は、個人からの浄化槽設置の申し込みを受けて、初めて浄化槽を設置することになりますので、一定の期間内に申し込みがいくつかまとまった段階で工事を発注することになります。</p> <p>一定の期間に、1箇所しか申し込みがなければ、1箇所で発注することになりますし、5箇所から申し込みがあれば、5箇所まとめて発注するという仕組みになっております。</p>
<p>発注等級について(4)</p> <p>B等級とC等級の業者が同じ入札に参加することはないのか。例えば、C等級の工事の入札に、B等級の業者はランク的に参加できないのか。</p>	<p>そのようになります。</p>
<p>発注方法について(3)</p> <p>工事をC等級の案件になるよう分割し、C等級の業者ばかりに発注していくと、B等級の業者への発注はなくなってしまうということか。</p>	<p>そういうことになります。</p>
<p>発注方法について(4)</p> <p>B等級業者への発注がなくなってしまうよう、ある程度まとまったらB等級に発注しようとかいうことを考慮して発注しているのか。</p>	<p>バランスの取れた発注となるよう考慮することもあります。</p>
<p>発注等級について(5)</p> <p>B等級に発注すると落札率が高くなる傾向にあるのか。</p>	<p>一概にそう言えるかどうかは分かりません。</p>
<p>発注等級と落札率について(要望1)</p> <p>発注等級と落札率の相関関係</p>	

<p>係があるということになれば、落札率の低いC等級の工事になるよう分割して発注したほうが市にとって望ましいものと思われる。</p> <p>今回の入札結果だけでは例が足りず何とも言えないので、発注等級と落札率の相関関係について、一度、分析・検討をされたい。</p>	
<p>発注等級について(6)</p> <p>管工事におけるB等級とC等級の業者数はどれくらい存在するのか。</p>	<p>平成 22 年度においては、B 等級が 8 社、C 等級が 41 社存在しております。</p>
<p>発注等級について(7)</p> <p>先ほどの説明で、B 等級が 8 社、C 等級が 41 社ということであるが、当然、業者数の多いC 等級のほうが競争が激しくなるのではないか。</p>	<p>そのようになると思われます。</p>
<p>発注等級と落札率について(要望2)</p> <p>等級における業者数が落札率に影響していることも考えられるので、先ほどの発注等級と落札率に関連して、等級毎の業者数と落札率の相関関係についても一度分析されたい。</p>	

- 3 平成 21 年度 市道上切畑線他 1 線舗装修繕工事 …… 通常指名競争
平成 21 年度 市道間人西線舗装修繕工事 …… 通常指名競争
平成 21 年度 市役所前駐車場整備工事 …… 通常指名競争
平成 21 年度 市道品田金谷線道路維持工事 …… 通常指名競争

上記 4 案件については、全て同種工事であり、かつ同じ抽選理由(抽選により落札者を決定している)ということで、4 案件について一括して審議を行った。

意見・質問	回答等
<p>抽選発生率について(1)</p> <p>ほ装工事については、くじにより落札者を決定する率(以下</p>	<p>ほ装工事の入札における抽選発生率は、平成 20 年度においては、約 6%であったのが、平成 21 年度と平成 22 年度におい</p>

<p>「抽選発生率」という。)が、近年になって増えたという傾向が確認できるのか。それとも、以前から確認できたのか。</p>	<p>ては 60%前後となっております。</p> <p>抽選発生率が平成 21 年度から激増したのは、設計図書の情報公開により、市の積算の分析が進んだ結果、業者の積算精度が向上したことが要因と考えております。</p>
<p>抽選発生率について(2)</p> <p>他の工種において、ほ装工事のように抽選発生率が高くなっている工種はあるのか。</p>	<p>他工種を見てみると、土木一式工事における平成 21・22 年度の抽選発生率は、6%前後となっております。</p> <p>ほ装工事以外を除いた工事全体の抽選発生率についても、5%前後となっており、ほ装工事の抽選発生率が非常に高いと言えます。</p>
<p>抽選発生率について(3)</p> <p>入札願末書を見ると、同価入札者が 2 社だけではなく、3 社、4 社が同じ価格で応札されており、単に積算精度が高まったことということだけで、このことが説明出来るのか疑問を感じる。</p> <p>平成 20 年から平成 21 年度にかけて抽選発生率が著しく高くなっており、制度面において、何か抽選発生率が顕著に変わるような原因はなかったのか。</p>	<p>制度面において、変わった点はありません。</p> <p>ほ装工事については、他の工種の工事と比較して、当該工事を構成する工種の数少なく、積算が比較的単純であることから、入札参加者が市の設計金額と最低制限価格を推測し易いため、抽選発生率が高くなり易いと分析しております。</p>
<p>抽選発生率について(4)</p> <p>工種の少ない他の工種においても同じように抽選発生率が高くなるという傾向が見られるのか。</p> <p>平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、抽選発生率がいきなり上がるというのはどうも解せない。</p> <p>何か他に原因があるのではないのか。</p>	<p>ほ装工事以外の工種においては、抽選が発生することはあまりありません。</p> <p>ほ装工事の抽選発生率の高さの原因は、やはり、当該工事を構成する工種の数少なく、積算が単純で、積算がしやすいということだと思います。</p>
<p>抽選発生率について(5)</p> <p>ほ装工事だけでなく、他の工種の工事も含めて、抽選発生率</p>	<p>設計図書の情報公開の件数については、平成 19 年度から、平成 20 年度にかけて激増しており、平成 21 年度以降につい</p>

<p>が上がってきているということであれば分かるが、これまで、ほ装も他の工種と工事の抽選発生率が変わらなかったのに、ほ装工事だけが、いきなり抽選発生率が高くなっている。</p> <p>このことについて、もう少し、分析しても良いのではないかと思われるが。</p>	<p>でもさらに増えているという傾向になります。</p> <p>ほ装工事以外の工種の工事においても、ほ装工事の抽選発生率が急激に高くなったのと同じ時期にあたる平成 20 年度から平成 21 年度にかけて抽選発生率が約 4 倍高くなっており、この抽選発生率が高くなった時期と、設計図書の情報公開の件数が激増した時期がほぼ同時期であることから、抽選発生率がいきなり高くなった原因は、設計図書の情報公開により、市の積算の分析が進んだ結果、業者の積算精度が向上したためと分析しております。</p>
<p>指名業者について(1)</p> <p>ほ装工事の指名業者として、4 社が選定されているが、今回抽出されている 4 案件ともこの同じ 4 社が指名されているのか。</p>	<p>そのようになります。</p>
<p>指名業者について(2)</p> <p>指名基準を満たす業者は、この 4 社以外にいないのか。</p>	<p>おりません。</p>
<p>応札価格について</p> <p>入札願末書を見ると、抽選となった業者全てが最低制限価格又は最低制限価格プラス千円で応札している。</p> <p>そこまで精度高く計算することができるのか。</p> <p>また、全国的にも同様の傾向にあるのか。</p>	<p>精度高く計算することは可能です。</p> <p>また、京都府の入札結果でも、最低制限価格に張り付く形での抽選が多く確認できることから本市と同じような傾向にあると思われますし、全国的にも似たような傾向にあると思われます。</p>
<p>最低制限価格について(1)</p> <p>入札参加者ほとんどの応札金額が最低制限価格に張り付いているということは、多くの入札参加者が最低制限価格でも十分工事が出来るということとで応札されているものと読み取れる。</p> <p>最低制限価格の金額設定のあり方をもう一度考えた方が良いのではないか。</p>	<p>委員ご指摘のとおり最低制限価格でも十分な施工が出来るとも読み取れますが、入札参加業者側からすれば、工事を落札したいと思えば、最低制限価格と同じ金額で応札しないと落札出来ないという実情があります。</p> <p>従って、この金額であれば施工が出来る、出来ないという金額で応札しているのではなく、この工事をなんとかして落札したいという意識が強く働き、全社が最低制限価格近傍での応札になっているものと思われます。</p> <p>工事を落札しないと会社の運転資金が賸えないので、多少利益が薄くても、工事を落札したいという事情等があるのではな</p>

	いかと思われま。
<p>最低制限価格について(2)</p> <p>企業努力をしている会社からすれば、他の業者よりもっと効率よく工事の施工ができるのに、最低制限価格がこの水準で設定されているから、効率の悪い業者と結局くじを引かされているというような不公平感はないのか。</p>	<p>もし、最低制限価格を設定しなければ、かなり突っ込んだ応札価格になる可能性もあることから、市としてはやはりそこに一定の歯止めをかける必要があると考えます。</p>
<p>最低制限価格について(3)</p> <p>工事を施工しても良いと考えて応札している業者のほとんどが最低制限価格に張り付いているという状況については、不況だからこのような状況になっているということなのか、それとも、市が設定する最低制限価格がそもそも甘すぎて、業者にとって美味しい工事だから、多くの業者が最低制限価格で応札してくるのか、市はどのように評価しているのか。</p>	<p>そういうことではなく、最低制限価格で応札しないと工事が落札出来ないため、最低制限価格付近に応札が集中するという結果になっているものと思われま。</p>
<p>情報公開について</p> <p>設計図書の情報公開が進み、このような入札結果になることについて、市としては、望ましいと考えているのか。それとも望ましくないと考えているのか。</p>	<p>いろいろな弊害も考えられますが、制度上、公開していかざるを得ないものと考えております。</p>
<p>抽選発生率について(6)</p> <p>今後は、ほ装工事以外の工種の工事についても、抽選発生率が高まってくる可能性はあるのか。</p>	<p>抽選発生率が高くなっていくことは間違いはないと思われま。</p>
<p>入札制度のあり方について(1)</p> <p>このまま、くじによる落札者の決定がずっと続くというこ</p>	<p>難しい問題です。</p> <p>最低制限価格を設けているがために、抽選発生率が高くなり</p>

<p>とについては、本当に市にとって良いことなのか。</p> <p>当初想定している入札制度の姿と違うように感じられる。</p> <p>何か対応策はないのか。</p>	<p>易くなっている、しかし、最低制限価格を設けなければダンピング受注による弊害が考えられる、この辺りのいたちごっこのように思われます。</p> <p>また、国からは、最低制限価格を引き上げるよう求められているというような状況もあり、本市だけがさらに最低制限価格を引き下げるといこともなかなか出来にくいと思われます。</p>
<p>入札制度のあり方について(2)</p> <p>入札結果を見ていると、業者の技術力や効率性を高めるといよりも、市の設計金額に対する積算精度を競うような感じとなっている。</p> <p>これは、本来の入札制度のあり方とは違った形になってしまっているように見えるが。</p>	
<p>最低制限価格について(4)</p> <p>先ほどの説明で、国からは最低制限価格の引き上げを求められているということであったが。</p>	<p>現在、本市の最低制限価格の水準は、最新の中央公契連モデルの算定式ではなく、それより低い水準の算定式を使用しており、国からは最新の中央公契連モデルの水準へ最低制限価格を引き上げるよう求められております。</p> <p>また、業者からも最低制限価格の引き上げについての要望があります。</p>
<p>入札制度のあり方について(3)</p> <p>最低制限価格の引き上げを行えば、余計、入札に参入する業者が増え、よりたくさんの業者と抽選するだけになるのではないか。</p> <p>中には、これまでの最低制限価格では(最低制限価格より高い金額でないと施工が出来ないという理由により)応札出来なかった業者も、最低制限価格が高くなったことにより、応札が出来るようになる訳なので、本当に良い業者が入札に入ってくるのか疑問である。</p> <p>最低制限価格を引き上げる</p>	

<p>と、積算精度だけは高いが、金額は高く、品質も悪い業者が入札に参加出来るということになり、これは、入札制度における正常な形ではないと思われる。</p>	
<p>他自治体の取り組みについて（要望） 本案件の問題について、他自治体の取り組み等があれば、教えていただきたい。</p>	

4 平成 22 年度 市道呉服富貴屋線道路改良工事・・・通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>落札率について（1） 他の同種工事と比較して、本工事における入札の落札率が特に高くなった理由としては、どのような分析をしているのか。</p>	<p>本工事の設計内容が特に複雑であったということもなく、落札率が高くなった理由として考えられるものではありません。</p>
<p>落札率について（2） 先ほどのほ装工事の審議で、入札参加者は市の設計金額がだいたい分かっているとの説明であった。 そのような中で、予定価格に近く、高く落札する工事と最低制限価格いっぱい張り付いて落札する工事の2種類に入札結果が分かれる傾向が出つつあると思われるが、市としてはそのような感触はないのか。</p>	<p>市の設計を行う際に、メーカー等から見積りを徴取し、単価を設定する場合は、市の設計金額と業者の考え方に違いが発生する場合がありますが、本工事については、メーカー等から見積りを徴取した部分はほとんどなく、業者と市の設計金額に対する考え方が違うことについては想定できません。</p>
<p>応札金額について（1） 応札業者側からすれば、かなりの精度で予定価格を見抜いているはずだが、そうであるにも関わらず、高めの金額で応札されていると状況については、</p>	<p>特段の原因は見当たりません。</p>

<p>どのように評価されているのか。</p>	
<p>応札金額について(2)</p> <p>入札参加業者の積算精度が上がってきている訳なので、応札業者としては、市の予定価格がだいたい分かっているということにも関わらず、高い金額で応札している状況が発生している。</p> <p>例えば、市の予定価格について、業者側からすれば、どう考えても厳しい金額だということであれば、高めの応札金額になるし、市の予定価格が甘いと思えば、最低制限価格に張り付いた応札金額になり、結果、抽選になるということは考えられないか。</p>	<p>そういったことはあるかもしれません。</p> <p>市の設計金額と業者側における実際の工事の際に必要な費用との差が出てきている可能性はあるかもしれません。</p>
<p>応札金額について(3)</p> <p>同種工事の落札率を見ると、落札率については、80%前後か90%代に数字が偏っている。</p> <p>これは、市の設定する価格が甘い、最低制限価格でも十分に施工が可能ということで最低制限価格に張り付いた入札結果になる、逆に落札率が高いのは、市の予定価格は分かっているが、実際にはその価格では出来ないというシグナルにも読み取れるが。</p>	<p>落札率が、80%前後と90%代に分かれていることについては、その違いや内容を分析してみないと分かりません。</p>
<p>入札結果の分析について(要望)</p> <p>落札率の数値がすごく両極端になっているような印象を受ける。</p> <p>仕事が欲しいというだけで最低制限価格に張り付くのか、</p>	

<p>それとも、別の理由があるのか、一度分析をしていただきたい。</p>	
<p>工事内容について 落札率が高い案件と、落札率が最低制限価格近辺の 80%前後に張り付いた工事について、特別に工事内容が食い違う部分があれば、その部分の単価が落札率等の差に影響している可能性があるということか。</p>	<p>一般的には、施工条件がどれだけ違うかということ等が、落札率等の差に大きく起因してくるのではないかと感じておりますが、具体的な中身を検討していないので分かりません。 本工事については、施工場所が道幅の狭い、山腹での工事となっており、そのあたりが、街中の平坦地の同種工事と施工条件が異なっているのかも知れません。</p>
<p>施工条件について 施工条件の違いは、設計金額等に反映されているはずではないのか。それともそういった条件は反映しにくいのか。</p>	<p>全く反映されないというわけではありませんが、金額的には大きく跳ね返ることはありません。 従って、同種で同じような工事があれば、業者としては、施工し易い工事のほうが受注意欲が高くなり、それが入札結果に反映されるとも考えられます。</p>

5 平成 22 年度 府道野中丹後神野停車場線山王橋水管橋設置工事・・・ 随意契約

意見・質問	回答等
<p>落札率について 本工事は、京都府が発注した橋梁上部工事の施工業者と随意契約を行っているとのことであったが、京都府が発注した橋梁上部工事における落札率はどれくらいだったのか。</p>	<p>京都府が発注した橋梁上部工事における落札率は、82.8%となっております。</p>
<p>発注方法について(1) 以前、同じような随意契約理由で契約を行っていた「下水道工事に伴う水道管布設工事」について、同じ市の工事であるが、工事担当課が違うので、別々に発注していたが、今年度から一括して発注するようになったということであった。 今回は、施工の主体が違うので、一括発注の手法が採れてい</p>	<p>協定を結んで負担金等を負担するという方法は考えられますが、発注者が違う工事を合冊して発注するということは、難しいと思われま す。 また、発注者側の責任の問題もあり、市民の方に直接飲んでいただく水を供給するための水道管の工事について、これまで監督経験のない京都府にお願いするということは難しく、逆に市が橋梁の工事を含めて、主体的に監督するということも考えにくいと思われま す。 現場管理上の問題があるので、同一業者に施工させることになりま すが、足場や安全対策費等の工事にかかる経費について</p>

<p>ないと思われるが、例えば、工事については、京都府に全部一括発注してもらい、市は費用を負担するというような協定を結ぶことは難しいのか。</p>	<p>は、二重にならないような形で整理・節減した上で、お互いの発注者が工事に対し責任を持つため、別々に発注せざるを得ないものと思われます。</p>
<p>発注方法について(2) 先ほどの説明で、合冊という言葉が出たが、そういう制度があるのか。</p>	<p>協定を結んだ上で、それぞれの発注機関の工事を合冊して入札し、主たる工事を行うところが工事の責任を持って合冊した工事を施工し、必要な経費については負担金をもらうというやり方があります。</p> <p>ただし、今回の工事について、この方法がなじむかどうかという問題や、補助金等を受けて施工する工事の場合、経費負担の整理が難しいという問題があります。</p>
<p>府の入札参加業者について(1) 京都府の橋梁上部工事の施工業者は、当該橋梁上部工事を受注すれば、京丹後市の水道管の工事を随意契約で契約できることが事前に分かっていたのか。</p>	<p>京都府の橋梁上部工事業者の決定後に、本市の随意契約の手続きを行っているので、京丹後市から京都府の入札前に随意契約等の条件提示は行っておりません。</p> <p>ただし、工事現場を見られる等して、現場状況(水道管が仮設してある状況)等を把握していれば、水道管の工事について事前に予想できたかも知れません。</p>
<p>府の入札参加業者について(2) 京都府の橋梁上部工事(土木一式の建設業許可等が必要)の入札参加業者全員が、京丹後市が発注する水道管の工事(水道施設工事)の建設業許可等が必要)について、施工可能な業者であったのか。</p>	<p>入札参加者全員が京丹後市の水道管の工事について施工可能な業者であったかどうかというところまでは、確認できておりません。</p> <p>今回の場合、随意契約を行う前に、京都府の橋梁上部工事の受注者へ、京丹後市の水道管の工事について施工可能かどうかの確認を行っており、十分施工が可能ということだったので、契約を行っております。</p>
<p>府の入札参加業者について(3) 橋梁工事は施工可能であるが、水道管の工事は施工出来ないという業者もあるのか。 それとも、橋梁工事の施工業者は、前提として水管橋の工事も施工出来ることになるのか。</p>	<p>橋梁と水管橋は大体セットで設置されることが多く、また、橋梁工事と水道管工事は構造や考え方が似ているため、今回の施工業者の規模と同等以上の業者であれば、ほとんど水道施設工事の建設業許可等を取得されていると思われます。</p>
<p>府の入札条件について 工事の管理の問題等の関係で、別々に契約することについて</p>	<p>他の工事において、そのような条件を付けるということは非常に難しいと思われます。</p>

<p>ては、一定理解できるが、今回の工事であれば、京都府の工事は競争入札で発注しているため落札率が82.8%だが、市の工事は随意契約のため、落札率が95.4%になっており、随意契約で発注すると、どうしても落札率が高くなると思われる。</p> <p>京都府の橋梁上部工事の入札条件、契約条件等に「市が随意契約で発注する予定である水管橋工事についても、京都府の橋梁上部工事と同じ落札率で契約すること」というような協定を京都府と結んだりできないのか。</p>	
<p>随意契約の相手方について</p> <p>過去に、今回の工事のように、同一業者に施工してもらいたいとお願いして、断られたという事例はあったのか。</p>	<p>道路改良工事に伴う水道管の布設替え工事において、道路改良工事の施工業者をお願いをした際に、水道工事は出来ないと言われたことがありました。</p> <p>その際には、たまたま、当該道路改良工事の下請業者が水道工事が施工可能な業者であったため、当該下請業者と契約を締結し、施工してもらったという事例はあります。</p>
<p>発注方法について(3)</p> <p>他の都道府県において、都道府県が発注する工事と市町村が発注する工事のように、主体の違う工事を一括して発注しているところはあるのか。</p>	<p>他都道府県の状況までは把握できておりません。</p> <p>今回の工事については、京都府の橋梁上に京丹後市が水道管を占用させてもらっている訳ですが、占用物件については、本来、支障がある場合は占有者のほうで架け替えることになるので、積極的に一括して発注すべき性格の工事ではないという判断をされたのではないかと思います。</p>
<p>競争入札との比較について</p> <p>今回、随意契約で発注した工事について、仮に競争入札で発注していた場合、どのくらいの費用がかかった等、競争入札で発注するより有利であったことが比較できるものはあるのか。</p>	<p>仮に本工事を随意契約ではなく競争入札で発注した場合、随意契約の設計において削除した京都府の橋梁上部工事との共通部分の経費が余分にかかることになり、設計金額が随意契約による場合より高くなります。</p> <p>その設計金額に京都府の橋梁上部工事と同じ落札率を掛けた金額と、今回の随意契約による契約金額を比較すると、随意契約による契約の方が費用面で有利であるという数字は計算</p>

<p>今回の工事は、「競争入札に付することが不利」という理由で随意契約の方法により発注されているので、競争入札で発注するより随意契約で発注したほうが、明らかに有利であるということが合理的に算定できていることが前提で、発注すべきと思われる。</p> <p>もし、随意契約のほうが有利でなければ、随意契約を行うことが出来ない訳で、コスト面でのように有利であったかという、コスト面での比較もしておくべきではないのか。</p>	<p>しております。</p> <p>それに加えて、競争入札で発注した場合、工期や地域の人へ迷惑をかける期間等が長くなりますので、これらのことも考慮すると、随意契約で発注したほうが有利であると判断しております。</p>
<p>別業者で施工した場合について</p> <p>先ほどの話に関連して、京都府と京丹後市がそれぞれ競争入札により工事を発注し、それぞれ異なる施工業者での工事となった場合、工事の施工のタイミングを見計らって、お互いに協力しながら、効率的に工事を施工するという事は難しいのか。</p>	<p>そういったことが出来るか出来ないかと言えば、出来るということになりますが、実際には、一つの工事現場に2業者が入ることになります。</p> <p>工程面においては、常に2業者間で協議・調整が必要となり、工事をスムーズに出来ない恐れも考えられますし、工事現場の管理上、安全管理面等で問題が生じてくるものと思われます。</p>

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

意見・質問	回 答 等
<p>指名停止について</p> <p>(前年度の取引業者が指名停止となった関係で)委託先の業者が変更になったとの説明であったが、変更前と後において、コスト面で変更はあったのか。</p>	<p>委託業者変更後においても、変更前とあまり価格に変更はなかったと聞いております。</p>